

紀北家畜保健衛生所

電話 073-462-0500

紀南家畜保健衛生所

電話 0739-47-0974

紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所

電話 0735-58-1481

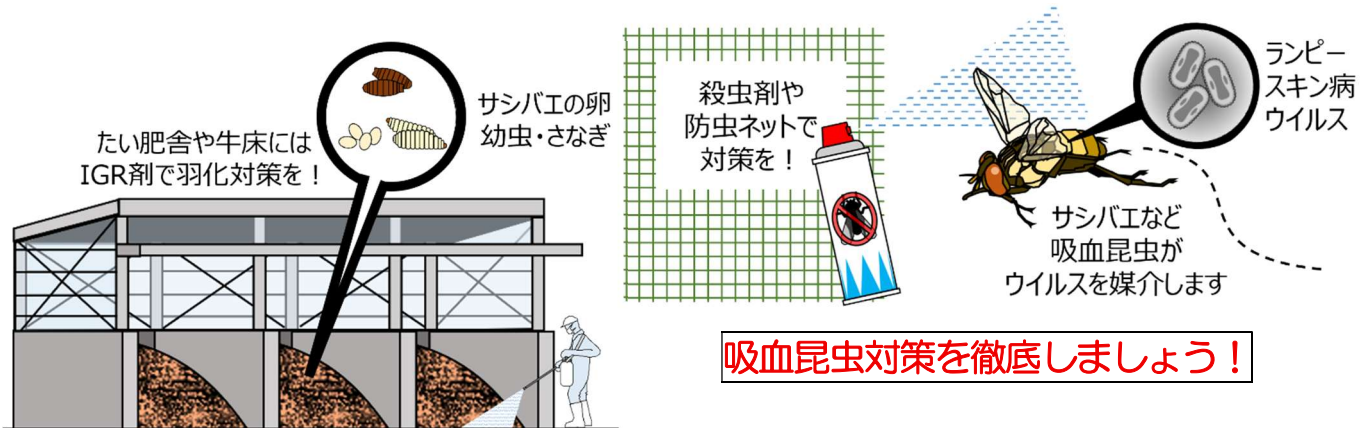
## 家畜伝染病予防法が一部改正されました

令和8年5月19日に家畜伝染病予防法の一部が改正、公布されました。今月号では改正の主要な3点についてご説明します。

### ●牛ランピースキン病を家畜伝染病に格上げ（施行日：令和8年7月1日）

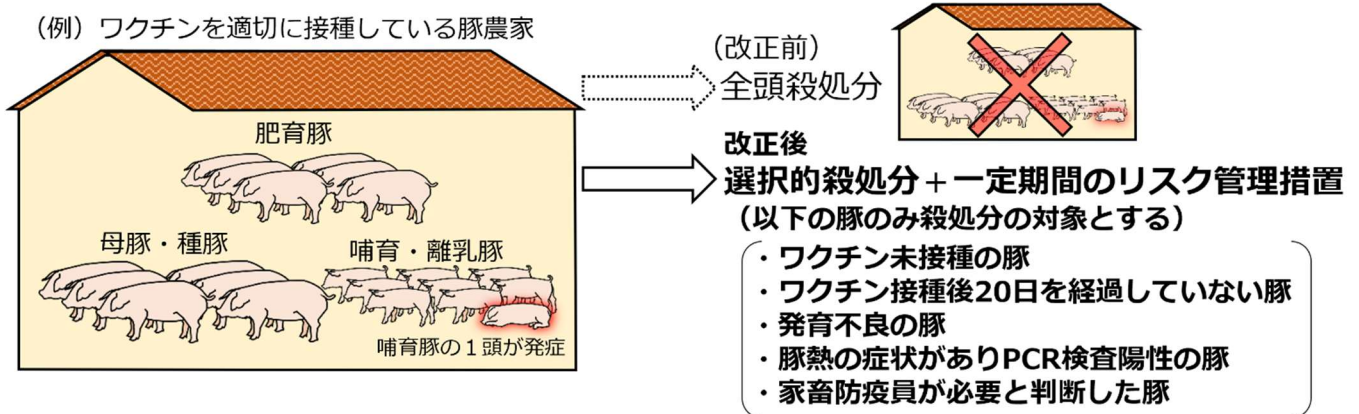
牛のランピースキン病が届出伝染病から家畜伝染病に格上げされました。これにより、ランピースキン病の患畜及び疑似患畜は、口蹄疫などと同じように殺処分の対象となりますが、国からの補償対象であることが明確となり、防疫措置が迅速化することで感染拡大への抑制効果が期待されます。また、緊急ワクチン接種、畜舎等の消毒、移動制限なども義務付けられました。

牛のランピースキン病は令和6年11月、我が国において初めて発生し、令和6年12月を最後に国内発生はありませんが、ひとたびまん延すると牛の生産性低下による大きな経済的被害が発生すると考えられます。また、今回国内発生した同病のウイルスは、海外で流行しているものより感染力が増している可能性があることが分かっています。農場・畜舎への出入り時の消毒や吸血昆虫対策を徹底し、同病の発生を予防しましょう。



## ●豚熱の殺処分範囲の変更（施行日：令和8年5月19日）

豚熱については、発生農場においてワクチン接種済みで無症状の豚は殺処分の対象から外すことが可能となりました。ただし、ワクチン未接種の豚、ワクチン接種から20日を経過していない豚、発育不良の豚など、他農場への伝播リスクとなりえる豚は殺処分の対象となります。殺処分の対象を限ることで、より迅速で効果的な防疫対応ができるようになり、発生農場の経営再開への負担が減ります。また、発生農場では一定の期間、移動制限と毎日の報告徴求による監視プログラムが実施されますが、監視期間中も、防疫措置による消毒完了後、症状のない豚はと畜場出荷や肥育農場への移動が可能になりました。



## ●輸入禁止品への対応の強化（施行日：令和8年7月1日）

畜産物の輸入検疫については、輸入禁止品への対応が強化されました。家畜伝染病予防法に違反して輸入された輸入禁止品は、販売等が禁止されます。また、家畜防疫官が店舗等への立入検査を行い、検査に必要な限度で監視伝染病の病原体により汚染しているおそれがある物を集取することができるようになるなど、家畜防疫官の権限も強化されました。



家畜の所有者の皆様におかれましては、引き続き飼養衛生管理基準を遵守し、安全・安心な畜産物が生産できるよう、ご協力をお願いいたします。